

報 第 7 号

専決処分報告について

(公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)

本市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年(2024年)2月2日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩



専 第 7 号

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

本市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を下記の  
とおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規  
定により専決処分する。

令和6年（2024年）1月10日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例

新潟県柏崎市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第4  
2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第  
8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



新潟県柏崎市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月24日条例第42号）

改正後	改正前
<p>(賠償責任の免除)</p> <p><b>第7条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(賠償責任の免除)</p> <p><b>第7条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>